

返 戻 金 表

1. 返戻金

弊社が紹介した労働者が、退職となった場合は、退職理由を精査し求人者に、退職原因が、認められず、勤務開始日より退職日までの日数が6ヶ月以内の場合、以下に基づいて返金をさせていただきます。

職歴のある求職者の場合

- ・3ヶ月以内の退職：全額返金
- ・6ヶ月以内の退職：50%返金

他社への入社経験の無い求職者の場合

- ・3ヶ月以内の退職：全額返金
- ・6ヶ月以内の退職：50%返金。但し¥300,000-を上限とする。

許可番号 26-ユ-300471

事業所所在地 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 85 番地 1-4F

事業所名称 株式会社 京都医療コンシェルジュ